

佐倉市少年野球リーグホームページ広告掲載要領

1. 広告の種類

佐倉市少年野球リーグ（以下、佐倉リーグと称する）ホームページに掲載する広告は、バナー広告（文字または画像で表示された情報で、広告主の指示によるホームページにリンクするものをいう。）とする。

2. 広告の位置および枠数

広告を掲載する位置および枠数は、理事長が別に定める。

3. 広告の規格は、原則として次のとおりとする。

大きさ 縦60ピクセル×横120ピクセル

形式 GIF（アニメ不可、透過GIF不可）、JPEGまたはPNG

データ容量 おおむね20KB以下

4. 広告の掲載期間

広告を掲載する期間は、1月から12月までの1年間として、広告主の申し出によるものとする。

5. 広告掲載料

広告掲載料は、トップページ1枠につき、1年間10,000円とする。

6. 広告掲載料の返還

納付された広告掲載料は、返還しない。ただし、広告主の責に帰さない理由により、広告掲載が不能となったときはこの限りではない。

7. 広告掲載の申込み

佐倉リーグホームページへの広告の掲載を希望する者は、佐倉リーグホームページ広告掲載申込書で申し込むものとする。

8. 広告原稿の作成および提出

広告原稿は、広告主の責任および負担において作成するものとする。なお、広告の内容、デザインおよびリンク先のホームページ内容等が各種法令に違反し、若しくはその恐れがある場合は、広告主に対して、広告内容の修正を求めることができる。

9. 広告内容等の変更

広告主は、次のいずれかに該当する場合は、速やかに届け出なければならない。

（1）広告を差し替えるとき。

（2）リンク先ホームページのアドレスを変更するとき。

10. 広告掲載の取り下げ

広告主は、自己の都合により広告の掲載の申込みを取り下げることができる。

11. 協議

この要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、理事長と広告主が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

12. 補足

この要領に定めるもののほか、広告に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附則 この要領は、2013年1月27日から施行する。